

神戸市立児童発達支援センターにおける給食提供実施要綱

令和5年7月1日制定
神戸市こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市が設置する児童発達支援センターのうち18歳に到達する月の末日までの児童に給食を提供すること(以下「給食提供」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、神戸市児童福祉法における障害児支援にかかる給付費等の支給に関する要綱(令和5年7月1日制定、神戸市福祉局長決定。以下、「給付費等支給要綱」という。)の例による。

(給食費の利用者負担)

第3条 利用者(支給決定保護者)は、児童が給食提供を受けたとき、その費用(以下「給食費」という。)を負担しなければならない。

2 給食費(食費負担額)については、給付費等支給要綱第19条第1項第4号関係別表4に定める基準額と同額とする。

3 同要綱の附則第5号関係(時限措置)別表6の対象児童である場合は、本時限措置が適用される。ただし、同表内「第19条第1項第4号の規定により得た額」は前項の「給付費等支給要綱第19条第1項第4号関係別表4に定める基準額」と読み替えることとする。

(給食費の徴収)

第4条 食事の量や偏食にかかわらず、児童が給食提供を受ければ1食とし、提供回数に応じて毎月金額を徴収するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定める他、必要な事項についてはこども家庭局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行日前においても、この要綱の例により行うことができる。

(経過措置)

3 通所支給決定の効力発生日がこの要綱の施行日より前のときは、なお従前の例による。